

海外経済要録

国際機関

◇IMF緊急理事会の声明について

IMFは5月9日、西ドイツ等の平価維持操作の停止措置等を検討するため緊急理事会を開催、次の声明を発表した。

「ドイツ連邦共和国は、巨額の資本移動をはじめとする最近の外国為替市場の動向にかんがみ、同国通貨の為替平価を一定の変動幅の範囲内に維持する操作を一時停止する旨、IMFに通告した。オランダ政府は、最近の外貨の動きおよび西ドイツ当局の措置にかんがみ同様の措置を採らざるをえなくなった旨、IMFに通告した。

両国は、IMFと引き続き緊密な連絡を保ち、IMF協定に従い全面的に協力し、さらに国際通貨制度の機能円滑化を図るため平価維持操作を再開する旨確約している。

ベルギーは、巨額の資本流入を防止する見地から、資本取引のための自由市場に関する諸規制を改正する旨、IMFに通告した。

IMFは、加盟国が現在直面している諸問題に対処する方法について種々検討した。IMFは、加盟国との協議および今後の活動にあたって、ブレトン・ウッズ体制の基本原則を維持し強化するよう努める方針である。最近の混乱は、国際的な調整過程を改善し、加盟国間においてそれぞれの対内・対外政策に関し、いっそうの協調態勢を整えることが必要であることを示すものである。」

米州諸国

◇米国財務省によるユーロ・ダラー借入れについて

米国財務省は5月24日、米国輸出入銀行(EXIM)の第2回ユーロ・ダラー借入れ(5億ドル)の満期が6月1日に到来するのに伴い、同省が同額の3か月もの債務証書(certificates of indebtedness、金利6.75%、資金振替え6月1日)を発行する旨発表した。

上記肩代わり措置により、本年1月以降米銀海外支店保有のユーロ・ダラー資金に対し米国内での投資機会を提供して、海外中央銀行へのドルの蓄積を抑制することをねらいとして発行された債券残高30億ドルの内訳は、財務省分20億ドル、EXIM分10億ドルとなった。

(資金振替え日)	(借入れ主体)	(金額)
1月25日	EXIM	10億ドル
3月3日	〃	5
4月9日	財務省	15
26日	EXIM	10 (第1回償借)
6月1日	財務省	5 (EXIM第2回償満期相当分)

◇米国、対中共取引制限を緩和

米国財務省は5月7日、外国資産管理規則(Foreign Assets Control Regulations、1950年12月制定)の一部を改正、対中共取引におけるドル使用制限を撤廃する等の措置を実施した。改正点次のとおり。

- (1) 対中共取引における既往のドル使用制限措置をすべて撤廃する。
- (2) 外国船籍をもつ米国船舶の中共寄港禁止措置を解除する。
- (3) 海外の米国石油会社が中共船舶(北朝鮮、北ベトナム、キューバ出入船を除く)に燃料を売却することを認める。

なお、財務省では、今回の措置は、4月14日ニクソン大統領が発表した対中共貿易・旅行制限緩和声明の実施第1弾であり、これに引き続き中共商品に対する輸入制限緩和措置を実施するため、商務省、国務省等関係機関と協議中である旨説明している。

◇米国、大統領の賃金・物価等凍結権限法ならびに預金金利規制法の期限を延長

1. ニクソン大統領は5月18日、大統領の賃金・物価等凍結権限の期限延長法(期限72年5月1日)に署名した。同法は、もともと昨年8月国防生産法の期限延長法の付帯条項として成立したもので、3月末期限切れの際、議会の議決により暫定的に2か月間の延長が認められていた(4月号「要録」参照)。

2. 一方、上記法律と同様、3月末期限切れとなり2か月間暫定延長されていた預金金利規制法も、同日、大統領の署名を経て2年間(期限73年6月1日)延長されることになった(45年2月号「要録」参照)。

欧州諸国

◇EEC、欧州為替投機に関して共同声明を発表

5月8日ブリュッセルで開催されたEEC閣僚理事会は、西ドイツ等の為替市場閉鎖後の対応策を検討、9日朝、次の内容の決議文書を採択した。

- (1) 閣僚理事会は、加盟各国の国際収支の現状および見通しからみて加盟国の平価変更は正当化できないことを確認するとともに、加盟各国政府の現行平価維持の決意を明らかにする。
- (2) 共同体内で変動為替相場制度をとることは通常その円滑な運営にそぐわない性質のものであるが、理事会は、一部加盟国に対する過度の資本流入にかんがみ、これらの国が現行平価に対する為替変動幅を限られた期間拡大することを容認する。
- (3) 上記措置に加えて、過度の資本流入の抑制および資本流入の域内金融情勢に及ぼす影響中和のため必要な諸手段を講ずる。その内容については理事会は7月1日まで具体的に検討する。
- (4) 農産物取引の混乱を回避するため、加盟国が単独措置を採ることがないよう、理事会はローマ条約103条に基づき、ただちに適切な措置を決定する。

◇ E E C、農産物価格調整措置を決定

1. E E C農相会議は、5月11～12日、上記閣僚理事会の合意に基づき、西ドイツおよびオランダの変動為替相場移行に伴う価格調整措置を検討し、次のように決定した。

- (1) E E C域内の農産物統一価格は変更しない。ただし、西ドイツおよびオランダは暫定措置として、農産物の輸出に補助金を支給し、輸入に課徴金を課すことができる。
- (2) 本措置の対象は、統一価格が適用されているすべての農産物とする。
- (3) 本措置は、当該通貨の対米ドル直物相場とIMF平価との開きが2.5%をこえた場合に発動される。調整金の率は、上記為替相場の週平均と平価との開きと同率とし、その開きが1%変動するごとにこれを調整する。
- (4) 本措置は、5月12日以降有効とし、期限を設けない(事実上、変動為替相場が終了するまで)。

2. E E Cは68年7月に農産物共同市場を完成し、域内統一価格の下にこれを運営している。今次措置は、西ドイツ、オランダの変動為替相場移行に伴い両国の農産物輸出入価格が変動し、農産物取引を乱すおそれがあるために採られたものである(注)。E E C委員会は上記決定を受けて5月17日、調整金の率を西ドイツについて3%、オランダについて2%と定め、12月に遡及して実施した。

(注) 前回のマルク変動為替相場移行時(1969年9月30日～10月24日)にも同様の措置が採られたが、調整金の率は5.0～6.0%と規定されていた(44年11月号「要録」参照)。

◇ E E C、英国加盟に伴う農業問題で英国と合意

5月11、12日の両日、ブリュッセルで開催された第6回英国加盟閣僚会議において、E E Cおよび英国は、英国加盟後過渡期間中の農産物の取扱い、英連邦砂糖問題等につき基本的合意に達した。

合意内容は大略次のとおりであったと伝えられる。

- (1) 英国は加盟後ただちに、域内農産物の優先買付けという共通農業政策の基本原則を適用する。ただし、果実類については特別扱いを認める。
- (2) 英国は、農産物のE E C共通価格および対外共通関税への接近を、73年4月1日から6段階に分けて実施、77年末に完了する。
- (3) 上記農産物の価格接近と並行して、工業製品に対する対E E C諸国関税撤廃・対外共通関税採用を6段階に分けて行ない、77年7月に完了する。
- (4) 英国は、英連邦砂糖協定(Commonwealth Sugar Agreement)が失効する74年末までは、同協定に定められた英連邦諸国からの砂糖輸入割当てを継続することとし、74年中にあらためてE E Cと英連邦砂糖輸出国との間で新しい取決め交渉を行なう(注)。

(注) 英連邦砂糖問題は、英国加盟交渉上最も解決困難な問題の一つに数えられていたが、その概要は次のとおりである。すなわち、英国は毎年約1,800千トンの砂糖を輸入しているが、このうち1,700千トンは英連邦砂糖協定に基づく英連邦諸国からの輸入である(E E C 6ヶ国は全体として毎年約500千トンの砂糖を輸出)。このため、英国のE E C加盟は、英連邦諸国にとって輸入先の転換、安定輸出市場喪失を意味し、英国もこの点を重視して、加盟交渉開始以来、英連邦砂糖協定失効後も英連邦からの一定量の砂糖輸入を保証するよう主張していた。英国の輸入保証案は今次交渉で退けられることとなったが、E E C 6ヶ国は、74年の交渉にあたり、英連邦砂糖輸出国の利益を十分尊重する旨の付帯声明を行なった。

◇ 英蘭銀行、新金融調節方式を提案

1. 英蘭銀行は5月14日、「競争と信用調節」(Competition and credit control)と題する文書を発表し、全銀行に対し金融調節方式の改善案を提示した。

提案の概要は次のとおり。

- (1) 最低流動準備比率制度の導入(注1)
 - イ. 銀行は英ポンド建預金債務の一定比率以上の準備資産を保有しなければならない。
 - ロ. 準備比率は12.5%(全銀行一律)とする。
 - ハ. 準備資産は次のとおりとする。
 - (イ) 英蘭銀行預け金(特別預金分を除く)
 - (ロ) 大蔵省証券
 - (ハ) ロンドン金融市場に対するコール・ローン(注2)
 - (ニ) 残存期間1年以内の国債
 - (ヒ) 英蘭銀行再割引適格地方債
 - (ヘ) 英蘭銀行再割引適格商業手形(ただし預金の一

定限度まで)

なお、銀行の手持ち銀行券は含まない。

- ニ、英ポンド預金債務は、インター・バンク預金を除き、外貨預金のポンド転換部分を含むものとする。

(注 1) 現行の流動比率(28%)は、ロンドン手形交換所加盟銀行およびスコットランド系銀行のみを対象とし、その準備資産は次のとおり。

- (イ) 手持ち現金
- (ロ) 英蘭銀行預け金(特別預金分を除く)
- (ハ) コール・ローン
- (ニ) 割引手形
 - ア. 大蔵省証券
 - イ. 商業手形
 - ウ. その他の手形

(注 2) 正確な定義は今後の討議を経て決定されるが、インター・バンクおよび地方公共団体向け短期貸付市場に対するコール・ローンを除外するのが提案の趣旨である。

(2) 特別預金制度(注)

イ、特別預金制度を全銀行に拡張し、その時々金融情勢、銀行の貸出態度等に応じて随時特別預金預入率を調節する。現行預入率は再検討されるが、新しい特別預金制度が当分実施されないこともありうる。

ロ、預入率は、全銀行一律とする。

ハ、特別預金は、上記最低流動準備比率制度の対象となる預金の一部、または全部につき計算される。特別預金は、国内預金および海外からの預金の双方に課せられるが、両者の預入率が異なることもありうる。

ニ、特別預金には大蔵省証券利回り並みの金利を付する。

(注) 現行の特別預金制度は、ロンドン手形交換所加盟銀行およびスコットランド系銀行のみを対象とし、預入率は前者が3.5%、後者が1.75%。

(3) 国債市場操作の変更

イ、英蘭銀行は、原則として残存期間1年以内のものを除き、市場からの国債買入れ要請に応じない。ただし同行の裁量により残存期間1年以上の国債を買入れ入れることはありうる。

ロ、英蘭銀行は、国債の残存期間が著しく短縮することとなる場合を除いて、適当と認める価格で引き続き国債借換え操作を行なう。

ハ、英蘭銀行は同行の判断に基づき引き続きトップ国債およびその他の同行保有国債の市場売却を行なう。

(4) 量的貸出規制の廃止

イ、銀行貸出に対する量的規制(4月号「要録」参照)を廃止する。

ロ、当局は銀行に対し、引き続き適当と考える質的指導(qualitative guidance)を行なう。たとえば消費

者信用賦払い条件、個人貸出等についての規制ないし指導は存続する。

(5) 預金・貸出金利協定の廃止

ロンドン手形交換所加盟銀行およびスコットランド系銀行の預金・貸出金利協定(注)を廃止する。

(注) ロンドン手形交換所加盟銀行間の協定によれば、現在、7日通知預金金利=公定歩合-2%、最低貸出金利=公定歩合+1%(ただし、5%を下回らない)などとなっている。

2. 上記提案のうち、ただちに実施された(3)を除き、他は各銀行との協議のうえ、成案を得た段階で実施されることとなっている(当局は7月末ごろまでに実施に移したい模様)。

◇英国の Barclays Bank、合併計画を発表

Barclays Bank は、4月16日、系列下にあった Barclays Bank DCO(Dominion, Colonial and Overseas)の株式中、Barclays Bank 以外の保有にかかる43.5%を買取り、DCOを合併する方針を発表した。両行はかねて密接な関係にあったが、最近、DCOがしだいに取引の対象を旧英国属領から米国、西欧に移し、一方 Barclays Bank はユーロ取引を拡大しつつあるため、両行の分立による競合の不利を避けることが合併計画の主要なねらいである。

Barclays Bank では、株式買取りにあたり、DCOの10株につき同行の8株および同行社債(表面価値9ポンド相当)を交付することを条件とする模様。なお、合併後のBarclays Bank は預金高で世界第4位となる(注)。

(注) Barclays Bank の預金量は約30億ポンドでロンドン手形交換所加盟銀行中最高。DCOの歴史は1836年の Colonial Bank の設立にさかのぼり、のち Barclays Bank と連携を深め、他の英国海外銀行を合併して1925年 Barclays Bank DCOとして発足、現在、全世界にわたり1,600の支店網を持っている。

◇英国、居住者の外貨借入れ手続きを一部改正

英蘭銀行は5月28日付けの通達において、本年1月実施された居住者の外貨借入れ規制措置(2月号「要録」参照)の手続きを一部改正する旨発表した。改正の要点的とおり。

(1) 今後、公認銀行は次の場合に限り、英蘭銀行の承認を要することなく居住者に対して外貨貸付を行なうことができる(従来は、本年1月の為替管理法改正により、すべて英蘭銀行の事前承認を必要とした)。

イ、英国輸出業者に対する貸付。ただし、貸付を受ける輸出業者は、当該外貨をただちに公認為替市場において公認銀行に売却し、かつその代り金を輸出金融以外の目的に使用しないこと。

ロ。英国商社に対する三国間仲介貿易決済のための貸付。ただし、商社は原則として売上げ代金回収後ただちに当該借入れを返済すること。

ハ。Commodity Scheme(注)参加の指定業者に対する貸付。

- (2) 輸出業者に対する外貨貸付が期限前返済および内入れを認められない場合、期限前に輸出代金を回収した輸出業者は、返済期日まで当該外貨を借入れ先銀行における外貨預金として保有することができる。ただし、預入外貨の種類は貸付外貨と同一とし、預入額は貸付の元利合計額を限度とする。
- (3) 上記(2)の場合を除き、公認銀行は外貨貸付の返済・利払いに要する外貨を居住者に売却することができる。

(注) Commodity Scheme とは、国際自由商品として認められた12品目(ゴム、コーヒー、ココア、すず、鉛、亜鉛、銅、砂糖、羊毛、穀類、綿花、コブラ)の仲介貿易につき、英蘭銀行の指定する業者に限り、例外的にゆるやかな為替・貿易管理規定を適用する制度をいう。

◇英国、輸出関係機関を改組

1. デービス通商産業相は5月11日、英国国民輸出協議会(the British National Export Council、略称BNEC)(注)を廃止し、かわりに英国輸出会議(the British Export Board)を設立する旨発表した(実施は来年初めごろの予定)。

(注) 10年前に政府と経済界が共同して設立した輸出促進機関。経費は両者が折半し、通商使節団の派遣、海外見本市の開催等の活動を行ってきた。しかし保守党政府はBNECの運営に批判的で、本年4月からはBNECへの支出経費を削減した。

新設される英国輸出会議の概要は次のとおり。

- (1) 目的
輸出業者の海外市場調査を促進すること。
- (2) 機能
イ。海外市場に関する情報入手のしかた、市場調査計画の立て方などや、通商見本市および海外での他の輸出促進活動などに関し輸出業者に助言すること。
ロ。輸出業者が支払う調査費用の3分の1まで資金援助を行なうほか、通商使節団への資金援助等を行なう。
- (3) 構成
理事長(通商大臣)、理事(12人、うち9人が民間人)、会長(初代会長には、ピーター・アレン現BNEC会長が就任する予定)および職員(通商産業省の職員が当たる)などから構成される。
2. この措置は、従来BNECと通商産業省とが個別に行ってきた輸出促進業務を一本化することによって、輸出促進のための体制強化、経費節減を図ることをおもなねらいとするものである。

◇西ドイツ、マルク変動相場移行などを決定

1. 西ドイツ連邦政府は5月9日、今次マルク投機および頃来のインフレ高進に対処するため、次の諸措置を決定した。

- (1) 5月10日以降、ブンデスバンクの平価維持操作を当分の間(注)中止するよう同行に要請する。

(注) 期間について、シラー経済・蔵相は「限定されている」旨示唆している(5月11日の議会演説)。

(2) 変動相場(die Wechselkursfreigabe)実施中の全期間にわたり西ドイツ農業に対して 国境調整 を適用する。

(3) 国内対策として次の財政緊縮措置を講ずる(注)(経済安定成長法の適用)。

イ。歳出の削減……連邦10億マルク、州5億マルク

ロ。連邦債務負担行為の削減……20～30億マルク

ハ。景気調整準備金の積増し……連邦10億マルク、州7億マルク

ニ。借入れ計画の縮小……連邦9億マルク、州10億マルク、地方公共団体5億マルク

(注) 5月14日開催の景気・財政計画合同委員会は、上記閣議決定を受けて次のように決定した。

	連邦	州	地方公共団体
歳出の削減	10億マルク	8億マルク	一億マルク
債務負担行為の削減	20～30	15～20	—
景気調整準備金の積増し	10	7	—
借入れ計画の縮小	10	8	5

2. 翌10日、政府は変動為替相場を補完し、短資流入を抑制する見地から、対外経済法第23条(注)に基づき、次の事項をブンデスバンクの要許可事項とした(5月9日付け政令)。

(注) 対外経済法(61年4月28日制定)第23条は非居住者の資本投下に關する制限を規定。

(1) 非居住者による次の内国証券の取得(施行令第52条)。

イ。大蔵省証券

ロ。割引国庫債券

ハ。備蓄機関証券

ニ。銀行裏書手形

ホ。居住者が振り出し、国内金融機関が引き受けた手形

(2) 非居住者が居住者から売戻し条件付で確定利付債券を買い入れる取引(施行令第52条)。

(3) 金融機関の非居住者預金勘定に対する付利、ただし非居住者たる自然人の貯蓄預金で残高5万マルク以下のものに対する付利は許可を要しない(施行令第53条)(注)。

(注) 本措置の適用は、5月10日現在残高のある定期預金については

その満期到来まで、同通知預金については金融機関がその旨顧客に対しすみやかに通知する日まで免除される。

上記為替管理措置は、60年6月～69年12月間に実施された措置とはほぼ同様であり、当時の経験からみて今次措置は事実上の禁止措置といえる。

◇西ドイツ、ブンデスバンク、平価維持操作停止後の市場介入

ブンデスバンクは6月2日、為替市場再開(5月10日)後はじめて為替市場に介入、直物ドルの売りオファーを提示した(オファー・レートは3.5675マルク)。しかし、ドル相場軟化から売りオファーに応ずる向きはみられず、そのためブンデスバンクは翌3日以降、相対介入方式(注)に切り替えた。

(注) ブンデスバンクが売り値を積極的にオファーせず、ドル買入れを希望する銀行との間で個別に取引を行なう方法。

◇西ドイツ、最低準備率の引上げおよび第3国間貿易に対する再割特別枠の廃止

1. ブンデスバンク理事会は6月2日、次の措置を決定した。

- (1) 国内債務に対する準備率を一律15%引き上げ、また対外債務に対する準備率を国内債務に対する新準備率の2倍に引き上げることとし、6月1日以降実施する。
- (2) 対外債務に対する追加準備率(注1)は据え置く。
- (3) 「第3国間貿易手形」に対して認めていた再割特別枠(注2)を本年10月1日以降廃止する。

西ドイツの最低準備率

(1971.6.1 以降実施。カッコ内は対非居住者債務、単位・%)

金融機関の規模	当座性債務		定期性債務	貯蓄預金	
	I	II		I	II
(1)対象債務1,000百万マルク以上	15.9 (31.7)	12.2 (24.4)	11.0 (22.0)	8.1 (16.2)	6.8 (13.6)
(2)同100マルク以上、1,000百万マルク未満	14.6 (29.2)	11.0 (22.0)	9.8 (19.5)		
(3)同100百万マルク以上、100百万マルク未満	13.4 (26.8)	9.8 (19.6)	8.5 (17.0)		
(4)同100百万マルク未満	12.2 (24.4)	8.5 (17.0)	7.3 (14.6)		

(注) 1. 「金融機関の規模」は、対象となる債務残高の規模による。
 2. 「当座性債務」、「貯蓄預金」のI、IIは次の区分による。
 I……中央銀行の支店・出張所所在地の金融機関
 II……その他の地域の金融機関
 3. 非居住者債務については、10月16日～11月15日の1ヵ月間の平残をこえる部分に対し、さらに30%の追加準備を課する。

- (注1) 70年12月1日以降適用(45年12月号「要録」参照)。
- (注2) 65年3月以降、米国のドル防衛策に対する協力の見地から、第3国間の貿易決済のため振り出された米ドル建手形を再割引の対象に含めるとともに、金融機関の要望に応じてケース・バイ・ケースでこれを一般手形再割引の別枠として認める扱いとしてきた。

2. ブンデスバンクは、上記措置の発表にあたり、①準備率の引上げは短資流入に伴う国内過剰流動性の吸収を目的とするものであり、これにより約50億マルクが凍結される、②「第3国間貿易手形」についての再割特別枠の廃止はユーロ・ダラー市場の発展等その後の情勢の変化に対応したものである旨説明している。

なお、本措置により最低準備率は別表のとおり修正された。

◇西ドイツ、売りオペ対象範囲を拡大

ブンデスバンクは、社会保険機関に対する売りオペ実施(4月号「要録」参照)に引き続き、国内の過剰流動性吸収策として、6月3日以降売りオペの対象範囲を以下の方式に従い個人を含む一般投資家にも拡大することを決定した。

- 対象証券 割引国庫債券(期限6ヵ月～2年)
- 売却レート 通常のオペ・レートの1/2%高
- 売買条件 最低取引単位10千マルク
買手は証券の償還期まで当該債券を保有すること

◇西ドイツ5大経済研究所、共同景気見通しを発表

西ドイツの5大経済研究所は5月3日、本年の内外経済に関する見通しと当面の政策提言を発表した。その要旨は次のとおり。

- (1) 景気は民間設備投資の後退によって、下期にはいりいっそう鈍化し、本年の実質GNP成長率は3.5%(70年実績4.9%)となろう。この間個人消費は若干鈍化するにとどまり総需要の下さきえ要因として働く一方、労働市場の緩和、設備稼働率の低下が進捗しよう。
- (2) 消費者物価は引き続き騰勢が見込まれ、本年の上昇率は4.5%以上となろう。とくに、公共料金の引上げが物価上昇の大きな要因となる。
- (3) 輸出は、マルク切上げ後若干鈍化したしが再び持ち直してきている。しかし下期にはいって再び増勢鈍化に転じよう。この間、国内のインフレを映じて輸出物価の上昇が見込まれ、この結果、本年の海外経常余剰は133億マルク(70年実績116億マルク)となろう。
- (4) 当面の政策としては多数意見(注)として次のことを提言する。
 イ. 景気鎮静化が進行している一方で、物価・賃金の

騰勢が持続しているのは、①労組の賃上げ攻勢、②国内における企業のか占支配、③完全雇用に対する信頼、などが景気安定措置の効果を妨げているためである。

ロ、賃金当事者に対する説得策が奏功しない場合、企業の価格競争力に直接影響を与える措置が必要であろう。ただし、現在の景気情勢をみると、追加的な需要抑制策は好ましくなく、残された道は、為替措置によって海外からの競争要因を増大させることである。

ハ、その際に国内経済に与える影響を考慮すると、マルク切上げよりも変動為替相場が有効であろう(注)。これにより、企業は国際競争力維持の観点から、価格引上げをもたらすような賃上げを容認しなくなるであろう。

(注) ベルリン経済研究所は、EECとの関連を重視してマルクの変動相場に反対し、マルク切上げを提唱した。

西ドイツ5大経済研究所の景気見通し

(名目、前年比・%)

	1970年 (実績)	1971年 (予測)		
		上期	下期	
個人消費	11.4	10	11	9.5
政府消費	12.8	14.5	14	15
固定資本形成	23.1	10.5	15	7
うち設備建設	22.3	7.5	10	4.5
在庫増減*	23.8	13	19	8.5
經常対外余剰*	+ 96	+ 48	+ 95	△ 47
輸出(サービスを含む)	+ 116	+ 133	+ 58	+ 75
輸入()	11.9	10	11.5	8.5
輸入()	15.9	9.5	11	8.5
G N P	12.6	10	11	9
G N P (実質)	4.9	3.5	4	3
GNPデフレーター	7.4	6.5	6.5	6
うち個人消費	3.8	4.5	4.5	4.5
固定資本形成	11.3	7	8	6.5

(注) * 印は期中実績(億マルク)。

◇西ドイツ経済専門委員会、特別報告を提出

西ドイツ政府の諮問機関である経済専門委員会は、6月1日、変動相場移行後の情勢分析と今後の政策提言を織り込んだ特別報告(注)を政府に提出した。なお、同委員会は5月6日、政府に対しマルクの変動相場移行を勧告した。

(注) 経済専門委員会は、政府に対し年次報告を提出するほか、経済の運営が著しく阻害された場合、政府に対し随時、特別報告を提出する義務を負っている。

同報告の要旨次のとおり。

(1) 変動相場を打ち切る場合には、現行平価復帰および平価切上げのいずれかを選ばねばならないが、現行平価に復帰するのでは、輸出産業の対外競争条件をシビアにして物価の安定を図るという効果が期待できなくなる。しかも、その場合にはドラスチックな内需抑制措置を採らざるをえず、失業増大という危険を招来するほか、その後に貿易収支の黒字拡大、投機的資金の流入再燃をもたらそう。したがって、変動相場の安定効果をフルに発揮させるためには、終結の際の平価切上げを前提として、ブンデスバンクがその方向で市場介入を実施していくことが望ましい(注)。

(2) 5月9日のEEC閣僚理事会における現行平価維持の合意は、平価変更の可能性を将来にわたって排除する趣旨のものではない。

(3) 政府は、今後中期にわたる経済目標を設定することにより経済を誘導することが必要であるが、さらに、たとえば年率3%程度のめやすでマルクの切上げを行っていきとすれば、海外諸国のインフレの影響をしゃ断し続けることができよう。

(注) 同委員会の5人のメンバーの中で、Köhler教授のみは切上げに反対。

◇フランス、公定歩合を引上げ

フランス銀行は5月13日、公定歩合を0.25%引き上げて6.75%とすることを決め、即日実施した。これは最近の賃金および物価高騰から判断して、フランス経済にインフレ圧力が強まってきたことを考慮して採られたものである。

同行の新貸出金利体系は次のとおり(カッコ内は旧レート)。

基準割引歩合	6.75%(6.50%)
証券担保貸付	8.25%(8.00%)
輸出関係手形(中期)	
EEC諸国向け	6.75%(6.50%)
その他域外向け	4.50%(4.50%)
大蔵省証券買入れ利率	4.00%(4.00%)

◇フランス、準備率を引上げ

フランス銀行は5月13日、公定歩合引上げと同時に、預金準備率を1%(ただし、海外支店およびコルレス先債務に対する準備率は6%)、貸出準備率を0.25%それぞれ引き上げ、5月21日から実施する旨決定した。

同行は、さる5月6日にも国内流動性調節の観点から預金準備率の1%引上げを実施したばかりであるが、そ

の後も短資流入の国内金融に対する影響が懸念されるところから、再度引上げに踏み切ったものである。とくに海外支店および外国コルレス先債務に対する準備率を6%と大幅に引き上げたのは、欧州為替投機の余波をしゃ断するための予防的措置とされている。

同行の新準備率は次のとおり(カッコ内は旧準備率)。

預金準備率

要求払い債務	9.25% (8.25%)
海外支店および外国コルレス先に対する債務	9.25% (3.25%)
定期性預金等債務	4.25% (3.25%)

貸出準備率

本年1月5日現在の貸出残高の80%を超過する部分につき	0.50% (0.25%)
-----------------------------	---------------

◇フランス、市中貸出金利を引上げ

フランス銀行協会は5月14日、前記公定歩合および準備率の引上げに伴い、短期貸出基準金利を0.3%引き上げて6.90%とするとともに、設備関係中期信用金利を0.25%引き上げ、いずれも翌15日から実施することを決定した。

新金利は次のとおり(カッコ内は旧金利)。

短期貸出金利(基準金利)	6.90% (6.60%)
ただし輸出関係分	7.00% (6.70%)
中期貸出金利(5年もの)	
設備関係	
フランス銀行再割適格	8.85% (8.60%)
同 非適格	9.35% (9.10%)
輸出関係	
E E C 諸国向け	7.00% (7.00%)
その他域外向け	8.50% (8.50%)

◇フランス、為替管理権限を強化

国家信用理事会は5月18日、フランス銀行に対し非居住者名義の預金に対する準備率を最高100%まで引き上げる権限を付与することを決定するとともに、同理事会は今後必要に応じ当局の要請により非居住者名義の預金に対する付利制限もしくは付利禁止の措置を決定しうることを確認した。

今次措置に関する同理事会のコミュニケ要旨次のとおり。

「今次決定は、外貨の流入、賃金・物価の高騰などを背景に、年初来国内流動性の増加がかなり加速化されていることに加え、国際金融面における最近の一連の動きにもかんがみ、今後予期せざる事態に対し機動的に対処

しうようにするとともに、E E C 諸国の共同の対策にいつでも加わることができるよう、あらかじめ政策手段を整備しておくのが適当であると判断したためである」。

◇ベルギー、二重為替市場制を強化

ベルギー政府は5月11日、欧州為替投機に対処するため次の対策を決定した。

- (1) ベルギー・フランの現行平価を維持し、変動為替相場制は採用しない。
- (2) 5月11日以降、為替市場に関しては公定市場(marché réglementé)と自由市場(marché libre)を完全に分離し、資本取引はすべて自由市場を通じて行なうものとする。自由市場においては平価維持操作を行なわない。
- (3) 公定市場の取引を通じて非居住者が取得する交換可能なベルギー・フラン建債権については付利しない。
- (4) 上記非居住者名義ベルギー・フラン建債権の残高は經常取引に必要な金額の範囲内にとどめることとする。

◇スイス、平価を切上げ

1. スイス連邦政府は、5月9日夜、スイス・フランの金平価を7.07%切り上げ(自国通貨建では6.60%)、5月10日以降実施する旨決定した。スイス・フランの平価変更は36年9月29日の切下げ(30.0%)以来のことである。また、政府はインフレを抑制するため経済安定化措置を検討し、6月に議会に上程する旨発表した。

スイス・フランの新平価および変動幅は次のとおり。

スイス・フランの新・旧平価および変動幅

		新平価 (1971.5.10 以降)	旧平価 (1936.9.29 ～1971.5.9)
平 価	1米ドル	4.084フラン	4.373フラン
	1フラン	純金0.21759 グラム 24.4858 米セント (88.15円)	純金0.20322 グラム 22.8676 米セント (82.32円)
実効変動幅 (対米ドル)	上 限	フラン 4.01(+1.81%)	フラン 4.295(+1.78%)
	下 限	フラン 4.16(-1.86%)	フラン 4.45(-1.76%)

(注) スイスはIMF非加盟。

2. 今次措置に関する政府の発表文は要旨次のとおり。

「連邦閣議は、スイス国民銀行と協議のうえ、フラン平価を約7%切り上げることを決定した。貿易収支が大幅な赤字にもかかわらず切上げに踏み切ったのは、①国際通貨情勢が先週来深刻な状態に陥り、為替投機がスイス・フランにまで及んだこと、②スイス・フランが長期間過小評価されてきたため、通貨量の増大等政策運営上困難な問題が生じていたこと、③70年後半来の大量の外貨流入が景気過熱下にあるスイスのインフレに拍車をかける結果となっていたこと、などを考慮したものである。本措置は、国際通貨情勢の安定化に寄与するとともに、輸入価格の低下によって国内のインフレ抑制に役だつてであろう。さらに政府は、平価切上げの効果を補完するため、住宅建設の抑制等景気安定化措置を議会に提案し、また72年度予算の支出規模を縮小する予定である。」

3. スイス経済は依然として過熱状態を続けており、しかも対独輸入依存度が高いため(約30%)前回のマルク切上げ以来輸入物価が大幅に上昇、質上げ圧力の増大等とともに物価の急騰を招来していた。このため当局は、金融引締めを堅持するなど景気抑制に努めてきた。しかし本年4月に、平価変更権限を議会から政府に移管した新貨幣法が発効して以来(45年12月号「要録」参照)、投機的資金の流入が増大、金融引締め効果がかなり減殺されるなどの問題を生じていた。

スイスの主要経済指標

	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年
G N P (実質)	2.7	1.8	4.2	5.9	4.4
鉱工業生産	4.6	1.8	4.3	9.1	4.5
小売売上高	5.3	5.0	4.0	6.9	7.1
製造業賃金	6.3	5.1	4.0	3.9	6.7
卸売物価	1.9	0.3	—	3.0	4.1
消費者物価	4.8	3.9	2.5	2.5	3.6
マネー・サプライ (年末)	3.8	7.4	12.4	10.8	11.8
輸出(f o b)	10.5	6.6	14.7	15.5	10.6
輸入(c i f)	6.8	4.6	9.6	17.1	22.8
貿易収支*(月平均、 百万ドル)	△ 54	△ 50	△ 40	△ 53	111
金・外貨準備* (年末、百万ドル)	3,324	3,555	3,932	3,995	4,701

(注) * 印を除き前年比増減(△)率(%)。

資料: OECD, 「Main Economic Indicators」, I F S等。

◇スイス、国民銀行に対する先物為替市場への介入権限付与に関し提案

スイス連邦政府は、6月1日、スイス国民銀行に対し3ヵ月までの先物為替市場に介入する権限を付与する

(ただし5年間の時限法)ことを内容とする緊急連邦決議案(注)を国会に提出した。

(注) 緊急連邦決議は、施行期間を限定する場合に限り、国会の承認を得れば法律と同一の効力をもつ。一般の法律改正(通常は国民投票に付される)に比し手続きが簡単である。

現行のスイス国民銀行法によれば、同行は直物市場に介入する権限を有する(14条3項)が、先物介入については規定がなく、同行が四半期末に行なってきた国内流動性調節の観点からするスワップ操作にも、法的に疑義があるのではないかとみられていた。今次提案のねらいは、フラン切上げ後、期待される短資の流出がドル先物ディスカウント等から阻害されないよう、状況に応じ中央銀行のスワップ操作によってその押し出しを図ること、および将来にわたって広く先物操作を行使しうる体制をこの際整えておくことにあるとみられている。

◇オーストリア、平価を切上げ

1. オーストリアは5月9日、オーストリア・シリングのIMF平価を5.05%(自国通貨建ては4.81%)切り上げ、10日以降実施する旨発表、即日IMFに通告した。同国の平価切上げは、53年5月4日の平価設定以来のことである。

オーストリア・シリングの新平価および変動幅は次のとおり。

オーストリア・シリングの新・旧平価および変動幅

		新平価 (1971.5.10 以降)	旧平価 (1953.5.4 ～1971.5.9)
IMF平価	1米ドル	24.75シリング	26.00シリング
	1シリング	純金0.0359059 グラム 4.04040 米セント (14.55円)	純金0.0341796 グラム 3.84615 米セント (13.85円)
実効変動幅 (対米ドル)	上限	24.51シリング (+0.97%)	25.80シリング (+0.77%)
	下限	24.99シリング (-0.97%)	26.20シリング (-0.77%)
IMF限度 (対米ドル)	上限	24.50シリング (+1.0%)	25.74シリング (+1.0%)
	下限	25.00シリング (-1.0%)	26.26シリング (-1.0%)

2. オーストリア経済は68年以降拡大を続け、71年も前年(実質成長率6.7%)に比べれば鈍化するものの4%程度の成長が見込まれていた。一方、70年中の賃金の上昇率は同国としては大幅なものとなった(10.1%、前年同、

5.8%)が、生産性の向上によってこれを吸収し、物価上昇率は比較的安定している。しかし同国は恒常的な貿易赤字国であるうえ、GNPの約10%に相当する輸入の4割強を西ドイツに依存しており、マルクの戦後2回にわたる切上げに追随しなかったため、昨年来輸入物価の上昇による卸売物価の騰勢が目だっていた。西ドイツと並んで緊密な経済関係にあるスイスの平価切上げも今次切上げの一因とみられている。

なお Androsch 蔵相は、金融引締め政策は維持するが、輸出産業の負担軽減を図るためなんらかの措置を講ずるとの意向を表明している。

オーストリアの主要経済指標

	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年
G N P (実質)	4.3	3.1	4.1	6.4	6.8
個人消費(%)	5.1	3.0	3.6	2.8	5.8
粗設備投資(%)	7.3	—	△ 1.2	4.8	10.5
失業率*	1.4	2.0	2.6	2.0	1.3
製造業1人当り賃金	12.0	7.6	6.6	6.3	9.4
製造業賃金コスト	6.7	3.3	△ 2.3	△ 2.3	5.1
消費者物価	2.0	4.0	2.8	3.1	4.4
銀行貸出	14.5	8.9	10.0	14.1	14.4
輸出(サービスを含む、実質)	6.3	5.8	10.1	16.5	14.7
輸入(%)	10.4	1.2	8.3	8.9	15.7
金・外/年末、百貨準備\万ドル	1,333	1,484	1,510	1,537	1,757

(注) 1. 1970年は一部推定。
2. *印を除き前年比増減(△)率(%)。
資料：オーストリア国民銀行月報、IFS。

◇オランダ、市中貸出規制を継続

オランダ銀行は5月5日、69年1月以来実施している商業銀行および農業銀行に対する市中貸出規制を継続し、5～8月間の対民間貸出平残を、70年10～12月平残比1%増以内に規制する旨決定した(1～4月間の規制は、同2%増、4月号「要録」参照)。

◇オランダ、為替市場の閉鎖および平価維持操作の停止

1. オランダ政府は、マルク投機に端を発した欧州の為替投機に対処するため、5月5～7日の間外国為替取引所を閉鎖した。なお、オランダ銀行は5月3日から取引所閉鎖に至るまでの間、約12億ギルダーの米ドルを買いささえたと伝えられる。

2. オランダ政府は、5月10日の外国為替取引所再開に先だち、9日の特別閣議で次の決定を行なった。

- (1) 5月10日以降、オランダ銀行はおって通知するまで平価維持操作を停止する。
- (2) オランダ・ギルダーの現行平価は変更しない。

3. オランダは、69年10月のマルク切上げに追随せず、この結果、高い対独輸入依存度(約3割)を背景に輸入物価の上昇(注)が以後の国内物価上昇の大きな要因の一つとなっていた。当局は、インフレ高進に対処して69年4月以来引締め体制を堅持するとともに、物価凍結(69年4月以来)、賃金交渉に対する行政介入(70年12月)等の措置を講じたが、昨年来の短資流入によって引締め効果がかなり減殺されていた。

(注) マルク切上げ後の輸入物価上昇率(70年第4四半期の69年第3四半期比)は8.7%。

◇オランダ、非居住者預金に対する付利を停止

オランダの商業銀行は、5月22日、オランダ銀行と協議の後、外国の金融機関、会社、個人等非居住者名義の振替預金に対する付利を停止する旨決定した。これは、同国に対する短資流入を抑制するための措置である。

◇フィンランド、公定歩合を引上げ

1. フィンランド銀行は、5月21日、62年4月28日以降7%に据え置かれていた同行公定歩合を1.5%引き上げ8.5%とし、6月1日から実施する旨決定した。

本措置について同行は、輸入増大が貿易収支の悪化を招いている(注)ことに対処したものであると説明している。

(注) 70年中の輸出増加率は16%、輸入は同30%。この結果、貿易収支は14億マルカの赤字(前年同1.6億マルカ)。

2. フィンランド銀行は、上記措置とあわせて商業銀行に対し、①全適用金利の一律1%引き上げることおよび②貸出残高を本年末までに15%縮小することを要請した。

アジア諸国

◇エカフェ、第27回年次総会を開催

エカフェ(国連アジア極東経済委員会)は、4月20日から30日にわたりフィリピンのマニラにおいて第27回年次総会を開催した。今次総会では、年次報告(「1970年アジア極東経済概観」)ならびに昨年来開催の下部委員会・下部会議に関する報告を了承したほか、第2次国連開発の10年における開発戦略および地域経済協力事業の促進につき検討を加えた。この結果、内陸国委員会を設置するよう事務局が努力すること、第2次国連開発の10年の進捗状況の中間審査委員会を結成するため専門家を集めることなどに合意をみた。

わが国からは、宮沢通産大臣が出席し、国連を通ずる経済協力推進のため、国連開発計画(UNDP)に対し71

年中5.76百万ドル(前年比20%増)を拠出するなど積極的に協力する旨の意向を表明した。

なお、今次総会において、トンガおよびナウルの加盟および英領ソロモン群島の準加盟が承認され、加盟国は29か国(うち域外5か国)、準加盟国は5か国となった。

◇香港、預金・貸出金利を引下げ

香港銀行協会(The Exchange Banks' Association)は、4月28日から通知預金および定期預金金利について全面的引下げを実施した。今回の措置は1968年以來の改訂で、引下げ幅も%~1.1%とかなり大きい(ただし、普通預金金利のみ据置き)。新金利体系は次のとおり(カッコ内は旧金利、年利・%)。

当座預金	無利息	(無利息)	
普通預金	3.5	(3.5)	
通知預金	4.25	(5.0)	
定期預金(注)	3か月	6か月	1年
No. 1	5.25(6)	5.25(6.25)	5.25(6.25)
No. 2	5.5(6.25)	5.5(6.5)	5.5(6.5)
No. 3	5.75(6.5)	5.75(6.75)	5.75(6.75)
No. 4	6.0(6.875)	6.0(7.125)	6.0(7.125)
No. 5	6.25(7.125)	6.25(7.375)	6.25(7.375)

(注) 定期預金については、すでに70年2月、銀行協会でNo.1銀行(外国系)適用レートを基本レートとする銀行区分金利格差が次のとおり定められていたが、今回の金利改訂を機に実施され、期間に関係なく銀行区分ごとに金利が一本化された。

区分		(年利・%)
No. 2	基本レート	+0.25
No. 3	"	+0.5
No. 4	"	+0.75
No. 5	"	+1.0

一方、主要英系3行(香港上海、チャータード、マーカントイル)は、5月5日からプライム・レート(オーバー・ドラフトに適用)を改訂、8%から7.5%に引き下げると同時に、輸入ユーザンス金利についてもL/Cつきを8%から7.5%に、without L/Cを8.5%から8%に引き下げた。貸出金利の改訂は1967年以來の措置である。

今次預貸金利の引下げは、最近の国際的金利低下傾向に即応して採られた措置で、4月に実施された英国公定歩合の引下げ以来予想されていたものであるが、東南アジア諸国からの資金流入が急増したことを契機として、割高な金利水準の是正を進めようとしたものとみられる。

◇香港、為替基金の借入れ限度を引上げ

香港の立法議会(Legislative Council)は、5月26日に為替基金条例(Exchange Fund Ordinance)の一部改正案を可決、同基金引上げに関する措置を決定した。

今回の措置によって借入れ限度額は40億香港ドルから50億香港ドルに引き上げられることになったが、これは昨年6月および10月の引上げに次ぐもの(注)で、観光収入の好調と外資の流入増に伴い累増している民間銀行保有ボンドの為替リスク軽減(45年7月号「要録」参照)のため、当該ボンドの買入れ(公的準備組入れ)に必要な香港ドル資金調達のを拡大したものである。

また、今回の改正に伴い、今後は限度をこえる借入れの必要が生じた場合には、総督の発議に基づき立法議会が、あらかじめ臨時枠を設定できる旨の条項が新たに付け加えられた。

(注) 借入れ限度額変更の推移(単位・億香港ドル)

1968年7月30日	0.3→15
12月5日	15→30
70年6月4日	30→35
10月2日	35→40
71年5月26日	40→50

◇インド、保険会社を接収

インド政府は、5月13日、大統領令により即日外国法人を含む全保険会社(107社、うち外国法人42社。ただし生命保険会社はすでに1956年に国有化)を接収する旨を発表した。

本措置の概要は次のとおり。

- (1) 政府は、大統領令に基づく権限により早急に管理人(custodian)を任命し、接収保険会社の経営に当たらせる。
- (2) 上記の管理人が任命されるまでは、従来の経営者が政府の代理人として日常業務を遂行する。ただし重要事項については政府の事前承認を受ける。
- (3) 被接収保険会社に対しては、①インド法人の場合は、過去3年間の平均年間配当額の12分の1ないし1969年の純保険料収入の0.25%のうちいずれか大きい金額、②外国法人の場合は後者を接収期間中毎月支払うことにより補償を行なう。

今回の措置は、ガンジー政権の社会主義路線に沿って本年3月の総選挙の公約を履行に移したもので、政府は接収保険会社の所有権を新設の公社(4社)に付与する法案を次の議会に提出する予定である。

共産圏諸国

◇ブルガリアの第6次5か年計画

ブルガリアの第6次5か年計画(71~75年)は、本年4月に開催された同国第10回共産党大会の承認を受け、このほど実施の運びとなった。同計画は、工業化の推進を軸とする経済の高成長と需要の増大に対応した消費水準

の引上げとを目標とし、目標達成の手段として、①各部門における機械化と自動化の推進、②人的ならびに物的資源の合理的な利用、③コメコン諸国間における国際的分業体制への積極的参加、などの方針を打ち出している。

同計画の概要は次のとおりである。

- (1) ブルガリアは、元来農業国であったが、戦後一貫して重工業優先政策を進めており、前期計画期間(66～70年)中の実績をみると、工業生産では69%増(年平均11.1%増)とソ連・東欧諸国中最高の伸びを記録した。新計画における工業生産の増加率は55～60%(年平均9.2～9.9%)と前期実績を若干下回ってはいるものの、依然高水準を示しており、電力、鉄鋼、機械、石油化学等基幹産業部門に引き続き重点が置かれている。
- (2) 消費財生産については、食料、繊維を中心に期中50%の増加が予定されており、あわせて、品種の多様化が計画されている。
- (3) 農業生産では、期中17～20%の増加(前期実績26%増)が見込まれており、とくに安定的発展を図るため生産の専門化と機械化の推進に重点が置かれている。

(4) 対外面では、貿易の増加は期中60～65%と前期実績(70%)に引き続いて高く、とくに原材料の輸入を主としてコメコン諸国に依存していることから、社会主義諸国との貿易についてはほぼ倍増の見通しがたてられている(貿易総額に占める社会主義諸国との貿易額の比率、70年77.8%→75年82%)。また輸出品目の構成では、これまで食料(野菜、かん詰)、その他の一次産品が大宗を占めていたのに対して、機械および化学工業製品の比重を5割以上に高めることが計画されている。

第5次・第6次5か年計画の内容

(5か年間の増加率、%)

	第5次5か年計画		第6次5か年
	計	画	計(計画)
国民所得	50	52	47～50
1人実質所得	30	34	25～30
工業生産	65	69	55～60
農業生産	30	26	17～20
貿易	65	70	60～65